

自転車用ヘルメット購入費 の一部を補助します

令和5年4月1日から努力義務化

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、自転車に乗るときのヘルメット着用が努力義務となりました。

辰野町は、自転車乗車時におけるヘルメットの着用を促進し、交通事故の被害軽減を図るため、自転車用ヘルメットの購入費用の一部を補助します。

申請は対象者
1人につき
1個まで
1回限り

対象期間

・令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

※令和5年4月1日以後に購入した新品のヘルメットが対象

補助対象者

○以下のすべてに該当する方

- ・補助金の交付申請をする日において、町内に住所があり、かつ現に居住している方
- ・過去に、長野県内の他市町村で、自転車用ヘルメット購入補助金を受けていない方
- ・同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない方
- ・町税等を滞納していない方

補助金額

ヘルメット購入費用の2分の1（100円未満切り捨て）

上限2,000円

※購入時の送料等は補助対象外となります。

対象となるヘルメット

- ①令和5年4月1日以降に購入したもの
- ②新品のもの

補助金を受け取るまでの流れ

補助対象
ヘルメットの
購入

辰野町役場総務課へ
必要書類等を提出

※必ず申請期間内に
ご提出ください。

郵送可

申請内容の審査

補助金の交付決定

指定の口座に振り込み

申請期間について

申請は、購入した年度における3月末日までをお願いします。

○【令和5年4月1日から令和6年3月31日までに購入したヘルメット】
令和6年3月31日までに申請してください。

○【令和6年4月1日から令和7年3月31日までに購入したヘルメット】
令和7年3月31日までに申請してください。

申請に必要な書類等

1. 補助金交付申請書（兼実績報告兼交付請求書）（様式第1号）
2. ヘルメットの購入費が確認できる領収書等、またはその写し
・領収書等の確認できる書類がない方は、販売証明書（販売店舗が発行）

※ 様式第1号、販売証明書様式は、役場2階総務課窓口及び町ホームページで入手できます。

※ 未成年者が申請者の場合、保護者の同意が必要となります。

申請方法

① オンライン申請 ⇒ 申請内容の入力のみとなります。

※ 領収書等の画像の添付が必要です。

アクセス 検索 → 「ながの電子申請 辰野町」で検索し、「自転車用ヘルメット」で絞込検索



左の二次元コードからも
アクセスできます。

※オンライン申請の場合、交付決定通知書は、申請時に記載されたメールアドレスにPDF形式でお送りします。

② 役場2階総務課窓口へ提出 紙で提出

③ 郵送で役場総務課へ提出 紙で提出

送付先：〒399-0493 辰野町中央1番地 辰野町役場総務課庶務係 あて

【お問い合わせ先】辰野町役場総務課庶務係 0266-41-1111(内線2207)